国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（12歳未満）	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（渡航書）
パナマ	ﾊﾞﾙﾎﾞｱ	148	204	102	157	56	111	56	111	15	23
パラグアイ	ｶﾞﾗﾆ	1,000,000	1,375,000	688,000	1,063,000	375,000	750,000	375,000	750,000	100,000	156,000
バルバドス	ﾊﾞﾙﾊﾞﾄﾞｽ･ﾄﾞﾙ	296	407	204	315	111	222	111	222	30	46
ブラジル	ﾍｱﾙ	800	1,100	550	850	300	600	300	600	80	125
ベネズエラ	ﾎﾞﾘﾊﾞﾙ・ｿﾍﾞﾗﾉ	640	880	440	680	240	480	240	480	65	100
ベリーズ	ﾍﾞﾘｰｽﾞ･ﾄﾞﾙ	296	407	204	315	111	222	111	222	30	46
ペルー	ｿﾙ	552	759	379	586	207	414	207	414	55	86
ボリビア	ﾎﾞﾘﾋﾞｨｱｰﾉ	1,000	1,375	688	1,063	375	750	375	750	100	156
ホンジュラス	ﾚﾝﾋﾟﾗ	3,571	4,911	2,455	3,795	1,339	2,679	1,339	2,679	357	558
メキシコ	ﾒｷｼｺ･ﾍﾟｿ	2,990	4,110	2,060	3,180	1,120	2,240	1,120	2,240	300	470